

アスベストを取り扱った全社員に対して 特殊健康診断を実施せよ！

本部は、9月1日申3号「アスベスト（石綿）に関する申し入れ」に対する業務委員会を開催しました。会社は、申し入れにある「アスベストを使用している箇所を明らかにせよ。また、対策についても明らかにせよ」「アスベストを取り扱った全社員に対して特殊健康診断を実施せよ」に対し「37箇所の施設があるが調査中である」「アスベストの封じ込め、囲い込み等をおこなっているので問題はない」「アスベストに常時従事した社員については特殊健康診断をおこなうが対象者については現在精査中である」など社員の人命にも関わる問題であるにもかかわらず誠意のない回答に終始しました。会社回答と主な議論は以下のとおりです。

【申し入れと会社回答】

1 . J R 新大阪コンコースのアスベストについて「天井板で覆っているので問題はない」と発表しているが何を根拠に問題はないのか明らかにすること。

【回答】

天井板で覆ってある事により吹き付けられた石綿が損傷、劣化等により、その粉塵を発生させコンコースのお客様がさらされる恐れがないことから問題ないとしている。

組合：J R 新大阪コンコースのアスベストに対して剥ぎ取るとはしないのか。

会社：天井板で覆っているので問題はない。

組合：雨水などにより腐食し飛散することも十分に考えられる。

会社：現在そのような心配はない。

組合：天井板で覆っているだけでは乗客に不安を与えている。

会社：対策をおこなっているため不安を与えていない。また、駅のリニューアル時にすべて撤去することを考えている。

組合：人命に関わることであり、ただちに撤去すること。

2 . J R 新大阪以外の会社施設にアスベストが使用されている箇所について明らかにすること。また、その対策を明らかにすること。

【回答】

駅舎等の鉄道事業施設では吹きつけアスベストを使用している箇所がある。また、スレート屋根、化粧板、床タイル等一般の建物と同様、建築材としてアスベストを含む製品を使用しているところがある。機械では、エレベータ及びエスカレータ等のブレーキパットやボイラー等の断熱材（成型品）にアスベストを含む製品を使用しているものがある。アスベストを含む建築材等は通常の使用では特に問題ないとされている。また、吹きつけアスベストを使用している箇所のうち損傷、劣化などにより飛散する恐れのある箇所においては、法令に基づき基本的に封じ込め、囲い込み等飛散防止措置を講じるなど対策をおこなっている。アスベストを含む製品を使用している機械部品等についてはノンアスベスト製品への取り替えをおこなっている一方、鉄道事業施設の吹きつけアスベストについては、駅などお客様がご利用される場所はすべて囲い込み等の飛散防止措置を実施して。囲い込み等の飛散防止措置を実施されている箇所については現在、特に問題はないと考えている。ただし、成分調査をおこない劣化状態等を定期的に検査しつつ駅改良工事時には撤去を基本としていく。倉庫、機械室など業務施設では飛散防止措置が実施されていない箇所がある。いずれも損傷、劣化等による飛散の恐れはないと考えているが、今後すみやかにアスベスト含有率の調査をおこない必要な箇所で撤去、囲い込み等の飛散防止措置を実施する。

組合：アスベストを使用している駅、施設で何カ所あるのか。

会社：駅では5箇所、施設では37箇所である。

組合：具体的に箇所名を明らかにせよ。

会社：駅は新大阪、静岡、浜松、新富士、小田原である。施設についてはこの場に資料がない。また、この中にはアスベストを使用している恐れがある箇所も含まれている。

組合：施設についても早急に明らかにすること。

3. JR東海が保有する車両についてアスベストを使用している車両があるのか明らかにすること。また、その対策を明らかにすること。

【回答】

車両では「床下発電機配管断熱材」「密着連結器球面すり板」「エンジン上部防熱材」「エンジン用パッキン」「床下防錆塗料（アンダーシール）」「主制御箱」「接触箱」「空気ガイクンパッキン」などにアスベストを含む製品を使用している物もある。アスベストを含む車両部品などは通常の使用では特に問題ないとされている。アスベストを含む製品を使用している車両部品などについてはノンアスベスト製品への取り替えなどをおこなっている。

組合：いつまでに製造された車両にアスベストが使用されているのか。

会社：平成2年以降に製造された車両からアスベストを使用していないとの認識である。

組合：アスベストを使用している車両の部品交換についてどのような対策をとって

るのか。

会社：ノンアスベストの部品を使用するようにしていく。

組合：アスベストを使用している車両部品を早急にノンアスベストの部品とすること。

4. JR東海社員・OBがアスベストによる健康を害した事象があるのか明らかにすること。また、これまでアスベストに関係した作業実態のある全ての職場を明らかにするとともに関係した全社員・OBに健康調査をただちに実施すること。

【回答】

現時点までの情報ではJR発足以降の社員、JR退職社員で業務災害認定を受けた者はいない。また、OBについても「独立行政法人鉄道建設」「施設整備支援機構」「国鉄清算事業本部」に確認したところ現時点での労災申請はない。なお、過去に特殊健康診断（石綿）を受診した社員及び調査で石綿を取り扱う作業に従事したと申し出た社員に対し特殊健康診断（石綿）を実施する予定である。

組合：どこまでの社員を対象に特殊健康診断を受診させるのか。

会社：アスベストに常時従事した社員を対象とする考えである。

組合：常時従事した社員を対象とすることは曖昧すぎる。

会社：厚生、産業医等において判断していく。

組合：アスベストを使用している施設37箇所を明らかにしないで常時従事した社員が対象とは社員に不安を与えるだけである。特殊健康診断を希望した全社員を対象とすべきである。

会社：希望した全社員を特殊健康診断を受診させる考えはない。

組合：現在までに特殊健康診断を受診した社員は何人いるのか。

会社：約300人くらいである。

組合：過去に特殊健康診断を受診した社員については継続的に特殊健康診断を受診できるのか。

会社：そのように考えている。

組合：退職者について特殊健康診断を実施するのか。

会社：会社が責任を持って連絡し特殊健康診断を受診してもらう。

組合：社員、退職者の生命に関わることである。希望した社員全員が特殊健康診断を受診できるようにすべきである。併せてアスベストを使用している施設37箇所を早急に明らかにすること。

以上

本部は、アスベストについて社員、退職者の生命に関わる重大な問題であり希望した全社員に対して特殊健康診断を受診できるよう強く主張しました。問題があれば再度申し入れをおこないますので本部まで上げてください